

道路整備事業予算の総額確保に関する意見書

熊本県南部に位置する水俣市は、地理的、地形的な制約から地域の発展に必要な社会資本整備が大きく立ち遅れており、自動車交通への依存度が高い本市においては、市民生活や産業活動を支える道路網の整備が大きな課題となっています。

これまで、国からの支援をいただきながら環境モデル都市づくりを進めており、今後とも、人口減少や少子高齢化など社会環境がますます厳しさを増す中で、交流人口の拡大や活力ある地域社会の形成を推進しなければなりません。

そのためには、国において整備を進めていただいている南九州西回り自動車道と連携しながら、袋インター線等の幹線道路を着実に整備するとともに、道路インフラの老朽化対策や、生活空間の安全確保対策等も行う必要があります。

国におかれましては、今後も必要な道路整備を確実に推進していくために、道路事業の予算総額を安定的に、かつ十分確保するよう強く要望します。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等がかさ上げされている措置については、平成 29 年度までの時限措置となっており、このままでは、自主財源に乏しい地方自治体にとっては死活問題であり、地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。

よって、国におかれましては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成 30 年度以降も引き続き現行制度を継続されるよう強く要望するとともに、地域の財政状況等を考慮した措置をとられるよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 14 日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	野田聖子	様
財務大臣	麻生太郎	様
国土交通大臣	石井啓一	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様